労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局　　最終更新日：令和８年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
（有）高農産業	岩手県八幡平市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第27条	車両系建設機械について、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを使用したもの	R7.12.9送検
下舘建設（株）	岩手県久慈市	R8.2.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第521条	高さ２m以上の場所で作業を行わせる際に、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設ける措置を講じていなかったもの	R8.2.3送検
けせんプレカット事業協同組合	岩手県気仙郡住田町	R8.3.19	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用丸のこ盤を取扱う作業を行わせる際に、木材加工用機械作業主任者に直接指揮させていなかったもの	R8.3.19送検
（有）ホテル芭蕉	岩手県一関市	R8.3.26	最低賃金法第４条	労働者１名に、１か月間の定期賃金を支払わなかったもの	R8.3.26送検
（株）プロワイズ	岩手県盛岡市	R8.5.1	最低賃金法第４条	労働者３名に、２か月間の定期賃金を支払わなかったもの	R8.5.1送検
（株）志田産業	岩手県大船渡市	R8.8.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第432条	約３mの高さに積み上げられたはいの棚卸作業を行わせる際に、はいの崩壊防止措置を講じていなかったもの	R8.8.17送検
（有）石杜運輸	岩手県紫波郡紫波町	R8.9.18	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格者の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R8.9.18送検
（株）桜羽ステラス	岩手県遠野市	R8.10.7	最低賃金法第４条	労働者４名に、１か月間の定期賃金を支払わなかったもの	R8.10.7送検

岩手労働局

最終更新日：令和８年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
（有）平安輸送	岩手県西磐井郡平泉町	R8.10.26	労働基準法第32条	労働者２名に、時間外・休日労働に関する協定の限度を超えて、時間外労働を行わせたもの	R8.10.26送検